

令和8年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業）実施に係る運營業務に係る企画提案仕様書

本仕様書は、京都府が実施する「令和8年度きょうとこどもの城づくり事業（ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業）実施に係る運營業務」の業務に関し、委託契約の相手方に基本的な業務の枠組み及び仕様を明らかにするものである。

1 事業の趣旨・目的

ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や、学習習慣の定着と生活習慣の確立を図る。

合わせて、ひとり親家庭の親への資格取得・高卒認定試験合格等に向けた学び直しの支援といった親の自立を促進するための取組のほか、各地域の実状に応じた子どもの貧困対策を推進するため、情報の発信、市町村や関係機関・団体との連携、居場所や子ども食堂等の新規開拓や開設・運営支援を行うための地域支援拠点の設置について実施する。

2 業務の内容

【通常事業】

(1) こどもの居場所

ア 年間を通じて、こどもの居場所を開設し、ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着と生活習慣の確立に向けた各種支援を行うこと。

- ①生活支援：あいさつ（礼儀）、入浴といった基本的な生活習慣の習得支援や生活指導など、生活習慣の確立に向けた取組（調理実習を含めた食事の提供を含む。）
- ②学習支援：子どもの学力に応じた個別指導など、学習習慣の定着に向けた取組
- ③相談支援：子どもや親からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、子どもの夢や希望の実現に向けて努力する方向になるような自己肯定感を養う取組や各種支援策の情報提供
- ④交流活動：個々の家庭では参加困難な地域の行事やイベントに参加するなど、社会生活を営む上で必要な人との関わりを養う取組
- ⑤支援員研修：こどもの居場所で支援する支援員の資質の向上を図る研修
- ⑥地域連携：地域の学校（教育委員会）や福祉団体・NPO法人等と連携し、見守り支援やさらなる支援が必要な子どものケース会議の開催などの連携支援活動

⑦その他の活動：参加する子どもが継続して参加したいと思えるような特徴的な取組

	休日等通年型	生活充実通年型	
開設日数	年間50日以上	年間100日以上	年間150日以上
委託料限度額 (1箇所当たりの上限額)	1,200千円 (消費税及び地方消費税を含む。)	4,900千円 (消費税及び地方消費税を含む。)	6,750千円 (消費税及び地方消費税を含む。)
支援の対象者	原則として、ひとり親家庭の親と子(主に小学生とする。)及び養育者家庭の親と子		
事業の内容 (支援等の内容)	上記記載の取組のうち、ア①～③については必須事業とし、ア④～⑦については任意事業とする。		

イ こどもの居場所を運営するに当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① コーディネーター(教員OBや学生等の支援員(以下「支援員」という。))の募集・選定・派遣調整・教材の作成等を行う者)、管理者(支援員の指導・調整、会場運営に係る現場を統括する者)及び支援員(ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、子どもに対して適切な生活支援や学習支援が行える者)を配置し、子どもの状況が十分把握できる体制とすること。ただし、コーディネーターと管理者の兼務は差し支えない。
- ② こどもの居場所において、食事等の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導等に従い衛生管理等に十分配慮すること。
- ③ 相談支援を実施した場合は、個人情報の取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、記録すること。
- ④ こどもの居場所の運営に際し、必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
- ⑤ こどもの居場所を開設している間の建物・備品等の使用に関する権原は京都府に帰属することについて同意すること。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症等に係る感染症対策については、国の基本的な感染症対策等に基づき、着用が効果的な場面でのマスクの着用や、手洗い等の手指衛生、換気など、状況に応じて取り組むこと。

(2) 親の学び直し等の支援

ア ひとり親家庭の生活向上を図るため、こどもの居場所を活用し、学び直し等の支援を行うこと。①～③のいずれかひとつ以上を必須事業とすること。

- ①相談支援：ひとり親家庭の親から育児や家事、生活一般に係る相談等に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供
- ②資質向上支援：資格取得に向けた学習、家計管理、子どもの躾・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談

③学び直し支援：高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた学習支援

イ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり30万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に加算する。

ウ 親の学び直し等の支援に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 相談支援を実施した場合は、個人情報取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図り、その内容を記録すること。
- ② 資格取得や高等学校卒業程度認定試験合格に向けた学習支援に当たっては、個々のニーズにあった支援員を配置するなど、ひとり親家庭の親の自立促進に繋がるような支援に努めること。
- ③ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

(3) 宿泊体験型

ア 前記(1)こどもの居場所等において集団の宿泊体験を年に2回以上行うこと。

イ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり10万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に加算する。

ウ 宿泊体験の実施に当たっては次の点に留意すること。

- ① ひとり親家庭の子どもに対して、生活習慣の確立と自立に向けた支援を行うことが目的であるため、支援員と子どもと一緒に就寝や起床等の準備作業を行うとともに、支援員は、夜間において必ず子どもに付き添うこと。特に子どもの体調管理には十分留意すること。(保護者は支援対象とならない)
- ② ①に必要な支援員を適切に配置して実施体制を整えること。
- ③ 支援活動を実施する場合は、個人情報取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図り、その内容を記録すること。
- ④ 必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
- ⑤ 経費の執行に当たっては、本加算事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

(4) 朝食提供型

ア 前記(1)こどもの居場所において朝食の提供を年に10日以上行うこと。

イ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり20万円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に加算する。

ウ 朝食提供の実施に当たっては次の点に留意すること。

- ① ひとり親家庭の子どもに対して、生活習慣の確立と自立に向けた支援を行うことが目的であるため、原則として調理員、支援員と子どもと一緒に調理や配膳、片付け等の作業をすること。(保護者は支援対象とならない)
- ② 朝食提供に必要な調理員や支援員を適切に配置して実施体制を整えること。
- ③ 食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導等に従い衛生管理等に十分配慮すること。

- ④ 支援活動を実施する場合は、個人情報取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図り、その内容を記録すること。
- ⑤ 必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
- ⑥ 経費の執行に当たっては、本加算事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

(5) 送迎型

- ア 前記(1)こどもの居場所において、居場所と居場所に参加する子どもが集まる学校等又は居場所と居場所に参加する子どもの居宅間の送迎を原則、こどもの居場所の全開催日に行うこと(原則、居場所と学校等又は居場所と子どもの居宅間が概ね2キロメートル以上の場合に限る)。
- イ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり下表の額(消費税及び地方消費税を含む。)を上限に加算する。

	休日等通年型	生活充実通年型	
居場所日数	年間50日以上	年間100日以上	年間150日以上
加算限度額 (1箇所当たりの上限額)	100千円 (消費税及び地方消費税を含む。)	200千円 (消費税及び地方消費税を含む。)	300千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

- ウ 送迎の実施に当たっては次の点に留意すること。
 - ① ひとり親家庭の子どもに対して、居場所と学校等又は居場所と子どもの居宅間について車による送迎を行うこと。
 - ② 送迎に必要な支援員を適切に配置して実施体制を整えること。
 - ③ 安全に十分配慮するとともに、送迎に使用する自動車は任意保険に必ず加入し、万が一事故等が発生した場合は当該保険で対応すること。
 - ④ 参加者から送迎に係る費用を徴収しないこと。
 - ⑤ 個人情報取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図り、その内容を記録すること。
 - ⑥ 経費の執行に当たっては、本加算事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

(6) こどもの居場所の開設準備

- こどもの居場所を開設するため、必要な建物改修や備品の購入等を行う場合については、前記こどもの居場所事業の提案を行うこと。この上で、居場所設置に必要と判断された場合には、予算の範囲内において次に定める支援を行う。
 - ア 支援対象とする経費は、こどもの居場所を開設するに当たって、あらかじめ必要な既存建物の改修に要する経費や備品購入に要する経費及び事業開始前に支払う必要がある礼金・賃貸料(実施前1箇月分)とする。
 - イ 支援する額は、建物改修費及び備品購入費の合計額が1,200千円(消費税

及び地方消費税を含む。) 以内の額とし、礼金及び賃借料(実施前1箇月分)の合計額が300千円(消費税及び地方消費税を含む。) 以内の額とする。

ウ こどもの居場所の開設支援を受ける場合の留意事項は、次のとおりとする。

- ① こどもの居場所を開設している間の建物・備品等の使用に関する権原は京都府に帰属することについて同意すること。
- ② 対象事業は、こどもの居場所づくり事業運営業務開始までに完了すること。
- ③ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

【地域支援拠点等事業】

(7) 地域支援拠点

ア 各地域の実状に応じた子どもの貧困対策を推進するため、本事業(生活充実通年型)の受託団体のうち、現行の居場所づくり事業委託に加えて、地域の核となる拠点となるため、次の各種支援を行うこと。この上で、拠点運営に必要と判断された場合には、予算の範囲内において次に定める支援を行う。

①情報の発信

こどもの居場所づくり事業や域内の子ども食堂の取組内容について、地域の関心のある方(大学生、教員OB、自治会役員等)に対して広く情報を発信する。(法人のホームページに掲載、活動内容に係る広報紙の作成及び地域への配布)

②市町村や関係機関・団体との連携

①の情報発信による呼びかけにより、学校関係者、市町村社会福祉協議会、民生児童委員、地域で関心のある方等を集めて交流会等を開催する。(例:地域行事の機会を活用した意見交換会の実施、自らの主催によるワークショップ開催)

また、域内で京都府や市町村が実施する子どもの貧困対策に係る事業やきょうとこどもの城づくり・地域ネットワーク会議へ参加する。

③こどもの居場所、子ども食堂(以下「子ども食堂等」と言う。)の新規開拓や開設・運営支援(以下のいずれかを実施)

- ・①の情報発信により、新たに子ども食堂等を始めようとする方の相談を受け付ける。
- ・新たに子ども食堂等を始めようとする方に対してアウトリーチによる開設準備支援を行う。
- ・新たに子ども食堂等を始めようとする方を対象とした研修を開催する。
- ・既設の子ども食堂等の支援員のスキルアップのための研修を開催する。

④他の子ども食堂等の支援員の派遣受入れ

他の子ども食堂等から希望があった場合、支援員等の派遣を受入れ、業務の補助を行いながら居場所事業の内容を体験させることにより実務のノウハウを習得させる。

イ 実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① こどもの居場所、子ども食堂の推進員（非常勤職員1名）を配置し、前記の業務を行える体制とすること。ただし、推進員は、専任であることを要しない。
- ② 支援活動を実施する場合は、個人情報取り扱いに十分配慮するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図り、その内容を記録すること。
- ③ 経費の執行に当たっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。

ウ 委託料の額は、前記(1)こどもの居場所事業の額に1箇所あたり1,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限に加算する。

(8) ヤングケアラー支援

ア 本事業の地域支援拠点事業受託団体のうち、日頃家族の世話やケア等により、心身に負担を抱え、自身の成長のために費やす時間を十分に確保できないヤングケアラーを支援するため、中高生のヤングケアラー等を受入れ、学習習慣の定着と生活習慣の確立に向けた各種支援を行うこと。また、必要に応じて、ヤングケアラーの兄弟姉妹等も、同時に受け入れること。

- ①生活支援：あいさつ（礼儀）、入浴といった基本的な生活習慣の習得支援や生活指導など、生活習慣の確立に向けた取組（調理実習を含めた食事の提供を含む。）
- ②学習支援：子どもの学力に応じた個別指導など、学習習慣の定着に向けた取組
- ③相談支援：子どもや親からの相談に応じ、悩みや不安の解消を図るとともに、子どもの夢や希望の実現に向けて努力する方向になるような自己肯定感を養う取組や各種支援策の情報提供
- ④地域連携：地域の学校（教育委員会）や福祉団体・NPO法人等と連携し、見守り支援やさらなる支援が必要な子どものケース会議の開催などの連携支援活動
- ⑤その他の活動：参加する子どもが継続して参加したいと思えるような特徴的な取組

開設日数	年間100日以上	年間150日以上
委託料限度額 （1箇所当たりの上限額）	700千円 （消費税及び地方消費税を含む。）	1,050千円 （消費税及び地方消費税を含む。）
支援の対象者	原則として、中高生のヤングケアラー。必要に応じてヤングケアラーの兄弟姉妹等も、同時に受け入れること。	
事業の内容 （支援等の内容）	上記記載の取組のうち、①～③については必須事業とし、④、⑤については任意事業とする。	

イ ヤングケアラー支援の実施に当たっては次の点に留意すること。

- ① 支援員（ヤングケアラーやその家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、適切な生活支援や学習支援が行える者）を配置し、子

どもの状況が十分把握できる体制とすること。

- ② 食事等の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、保健所の指導等に従い衛生管理等に十分配慮すること。
- ③ ヤングケアラーの支援にあたっては、個々のヤングケアラーの家庭の事情や個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じ、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに、支援の経過について記録すること。また緊急の場合を除き、家庭への連絡については、本人の意向を得た上で行うこと。個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び契約書第 18 条の 2「個人情報の保護」を遵守すること。
- ④ 必要に応じ、参加者から実費徴収することができる。
- ⑤ 経費の執行にあたっては、本事業に係る経費を明確に区分し、適切な経理を行うこと。
- ⑥ 支援にあたっては、市町村など地域における関係機関や京都府ヤングケアラー総合支援センター（以下「センター」という。）と連携するよう努めること。また、市町村やセンターから地域での見守りや支援について要請があった場合は、必要に応じて協力すること。
- ⑦ 個々のヤングケアラーの具体的なニーズや地域の関係機関が連携する支援のあり方を把握するとともに、ヤングケアラーの受入や支援の具体的な手法及び成果について、府が開催する意見交換会で報告し、報告書を提出すること。

3 その他

(1) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、京都府と協議して決定する。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び契約書第 18 条の 2「個人情報の保護」を遵守すること。